

# 医療アラート及び暫定的な感染警戒レベルの基準の改正について

R4.3.29

新型コロナウイルス感染症対策室

## 1 主な改正点と考え方

### (1) 医療アラートの独立及び全県の感染警戒レベルの廃止について

陽性者数と入院者数の相関は、今後もその時々株の特性により様々な様態となる可能性があることから、全県の感染警戒レベルの基準のうち、確保病床使用率の基準と新規陽性者数の基準の相関が整合しない場合が生じうる。

したがって、全県に対する注意喚起を行う際には、確保病床使用率との相関が整合しない可能性がある新規陽性者数を基準から切り離し、医療提供体制への負荷の状況のみに応じて注意喚起を行うこととするため、全県の感染警戒レベルを廃止し、医療アラートを感染警戒レベルと別建てとする。

### (2) 医療アラートにおける「医療特別警報」の創設

確保病床使用率の状況等をさらに段階的に評価し、県民の皆様にご注意喚起を行う観点から、「医療警戒」と「医療非常事態宣言」の間に「医療特別警報」を創設する。

### (3) 圏域の感染警戒レベルにおける新規陽性者数の基準の見直しについて

第6波では、陽性者数と入院者数との相関に第5波まで以上に変化（下表）がみられており、病床使用率が低い状況であっても、陽性者数によって上位のレベルへ引き上げた。同様の措置を続けることは、対策が過剰となるおそれがある。したがって、新規陽性者数の基準を実情に合わせて見直す。

この改正はオミクロン株の特性を踏まえた暫定的な対応であることから、当面、基準は概ね3倍とする。ただし、新規陽性者数の基準については、今後、陽性者数と入院者数の相関の状況や新たな変異株の発生状況等を踏まえ、さらなる緩和や厳格化を検討する。

	延入院者数 (a)	陽性者数 (b)	倍率 (a/b)	直前の波との倍率
第6波 (1/1~3/21)	17,356	30,597	0.5672	<u>5.1</u>
第5波 (7/1~9/30)	10,774	3,701	2.9111	2.0
第4波 (3/1~6/30)	15,314	2,673	5.7291	-

## 2 改正後の基準

別添「長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル」及び「医療アラートの発出基準」のとおり